

令和7年白川町議会第1回定例会会議録（第3日）

1. 応招年月日 令和7年3月12日（水）午前10時00分 白川町役場 議場

2. 本日の会議に付した事件

日程第1 会議録署名者の指名

日程第2 一般質問

日程第3

議第3号 令和7年度白川町一般会計予算

議第4号 令和7年度白川町国民健康保険特別会計予算

議第5号 令和7年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算

議第6号 令和7年度白川町介護保険特別会計予算

議第7号 令和7年度白川町後期高齢者医療特別会計予算

議第8号 令和7年度白川町簡易水道事業会計予算

3. 出席議員 1番 三戸勝徳議員、2番 杉山哉史議員、3番 伊佐治優議員、
4番 田口守也議員、5番 佐伯好典議員、6番 梅田みつよ議員、
7番 今井昌平議員、8番 渡邊昌俊議員、9番 藤井宏之議員

4. 欠席議員 なし（全員出席）

5. 説明のために出席した者の職氏名

町長	佐伯正貴君、	副町長	安江章君、
教育長	鈴木雅史君、	総務課長	藤井充宏君、
企画課長	長尾弘巳君、	町民課長	長尾茂気君、
保健福祉課長	長尾ひろみ君、	農林課長	長尾弘巳君、
林政推進対策監	今井健吾君、	建設環境課長	中村豊君、
教育課長	大岩裕樹君、	会計管理者	三ツ石克明君

6. 職務のために出席した者

事務局長	安江宏行君、	書記	田口直子君、
書記	今井和樹君		

7. 会議の経過

（議長 9番 藤井宏之君）

議長

おはようございます。昨日が東北の震災から14年目を迎えたということで、皆さんも昨日午後2時46分、黙祷を捧げていただいたと思います。14年目なんですけども、死者、行方不明を合わせると約2万2,000人、そして、まだ現在2万8,000の方が全国に避難をされているという、本当にこの大きな災害がありました。そしてまたつい最近ですが、大船都市では山林火災に見舞われ、やっとようやく12日間経って鎮火したということで、本当に東北の震災の

被害を受け、またさらにこうした山林火災ということで被害を受けられた皆様方に本当に心からお見舞いを申し上げます。

昨日ですが、黒川の空き家対策の話をしている中で、この令和6年度町内の空き家が29件成約できました。29件の成約があつて、人数にしますと56人の方々がこの空き家に住んでいただけることになったということです。そのうち、0歳から高校生まで合わせると13名が町内に住んでいただいたということで令和6年度はそうした動きがあつたという報告を受けました。まだまだ地域によっては、空き家を待っている地域もありますが、朽ちてしまつてからはもう手遅れですので、空き家になった時点でやっぱりいろんな情報等をサポートセンターやいろんな所へやっていくようにすべきかなと思つております。そんなことも昨日ありましたので、ご紹介をさせていただきます。今日は第1回定例会の3日目ということですので、よろしくお祈りします。

議 長

ただちに、白川町議会第1回定例会3日目を開会いたします。

なお、本日の会議中、CCNetの中継を許可しておりますので、ご承知おきください。

議 長

ただいまの出席議員は全員であります。よつて、会議は成立しました。

議 長

ただいまから本日の会議を開きます。

◇日程第1 会議録署名者の指名

議 長

日程第1「会議録署名者の指名」を行います。

議 長

会議録署名者は、白川町議会会議規則第119条の規定により議長において、7番 今井昌平議員、8番 渡邊昌俊議員を指名します。

◇日程第2 一般質問

議 長

日程第2「一般質問」を行います。

今回の定例会には2名の通告がありますので、通告順にこれを許します。

なお、一般質問については、申し合わせにより、大項目ごとにまとめて質問する一括方式と、小項目ごとに質問する一問一答方式の選択制としております。一括方式の質問回数は、一つの件名ごとに3回まで、制限時間は答弁を含め1時間以内とします。一問一答方式は、質問回数に制限はなく制限時間は質問のみで30分とし、執行部には反問権を認めております。

また、再質問の内容は、答弁に対する範囲を超えないことと、通告内容以外の質問はしないようお願いいたします。簡潔明瞭に質問・答弁されるよう申し添え、円滑なる議会運営にご協力くださるよう、お願い申し上げます。

議 長

3番 伊佐治優議員。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

はい、それでは議長の許可をいただきましたので質問をさせていただきたいと思います。初めに議長のご挨拶にもありましたが、昨日は東日本大震災から14年、また岩手県大船渡市の火事ですけれども、両方でたくさんの方がお亡くなりになったり、非難される方が出たりということで改めてお悔やみとお見舞いを申し上げたいと思います。

本日、一番最初の質問ということで、私がやっております還暦野球では不動の3番なんですけれども、今日は一番ということで、鋭く切り込められたらいいなと思っておりませんが、よろしく願いしたいと思います。

3月を迎え、暖かい日が増え、農作業が本格化してきます。特に白川茶の栽培は春の施肥や整枝作業が始まりました。私が入っております、三川茶生産組合では、紅茶生産を経営の柱に据え、新たな挑戦を始めます。今後、約3ヘクタールの茶園を組合管理として経営を行っていきます。組合の解散と思っていましたが、茶園の面積は減りますが、少しでも守って行けるようにと突き進む覚悟ですが、今後ともご指導のほどお願いしたいと思います。さて、1月に入り、黒川のあある高齢の男性から山と水田についての相談を受けました。自分に後継者はあれど、山と農地の相続はしてもらえない、どうなるのか。との事です。自分の言葉として、山林は森林組合かこの後説明する「森林活用センター」が管理しますよ。又、田んぼは圃場整備してあるそうで、黒川の営農組合に管理していただけるのではないかとお話ししたところ、とりあえずそのような事になれば安心したとの返事をいただきました。この話に限らず、白川町の宝であるはずの山林と農地がどうなるのか考えさせられる話でした。高齢化が進み、後継者がいない中でこれらの広大な土地の管理はどうか難しい問題です。

さて、その中で町長の提案説明に白川町の産業振興策として「地域資源活用センター」の構想が検討され、「特産品振興センター」と「森林活用センター」の設置が進められると説明がありました。白川茶が衰退するといわれ続けた中での1つの方法であり、今後議会としても協力し、バックアップしていかなければとの思いがありますが、その思いの中で次の点について質問します。特産品振興センターの白川茶再生に向けた取り組みとして、出向職員が地域に顔を出し、白川茶の再生に注力すると説明されていますが、具体的にどのような活動をさるのかお答えください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、それでは、3番伊佐治議員の質問にお答えします。

令和7年度から、農林課農務係の農業振興業務、特に特産品である白川茶の振興に関する業務

について、道の駅ピアチェーレに特産品振興センターを設置して行うこととしております。職員2名の出向とピアチェーレへも一部業務を委託し、大変厳しい白川茶の生産体制の維持を図るとともに、付加価値化による販路拡大に取り組んでまいり所存です。

具体的な活動としては、白川茶の生産量を確保するため、現在、荒茶工場が閉鎖された地区で、引き続きお茶の生産を希望される方に対し、既存の生産組合等に荒茶加工を委託し、共販所に出荷する流れのところについて調整役を行います。また、荒茶の販売先である茶商等の意見も伺いながら、お茶の成分分析、圃場の土壌診断など、生産管理をしっかり行うこともセンターで指導し、良質で安定した白川茶の生産に務めたいと思います。

生産量が減少した原因には、高齢化で担い手がいない状況がありますので、担い手をいかに確保するのが大きな課題であり、これは直ぐに解決できるものではありません。白川茶の付加価値を上げ、生産に意欲が持てるような状況をつくらなければ、担い手は育たないと思います。そのためには、白川茶が持つ魅力、原点を今一度しっかり把握し、栽培計画や販売戦略を練る必要があります。この特産品振興センターがその役割を担うよう努力してまいります。

以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番

(3番 伊佐治優議員)

3 番

再質問でございますが、生産農家が生葉を荒茶に加工し、共販所に出荷する調整役ということですが、荒茶の加工量に対して農家の希望する還元量が下回る時、荒茶が余剰になる分ということでございますけども、その部分の処分はどうされるかということがまず第1点。それと、それを共販所に出すのか、白川町農業開発が購入するかという道筋はどうされているのかということをお聞きしたいと思います。あと1ヶ月で、先ほど言いましたように、もう始まっておるんですけど、本格的にお茶シーズンが始まりますので、具体的な部分も各農家さんが聞きたいのではないかなと思いますので、その点をお答え願いたいと思います。

それと茶商と共同した生産管理ということでございますが、当然生産管理は荒茶の量に対しての生葉ということになりますので、全体の生産抑制、計画された生産ということには、当然必要だと思います。この点に関しては茶商さんとよくご相談されて、積極的に進めていただきたいと思います。それと、担い手対策だが、ワークドットや他の仕組みを活用して労働力の確保の道筋を示して、それぞれの農家さんが使いやすい仕組みを検討願いたいと思いますが、その点もどうか、お聞かせ願いたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

まず、荒茶工場が閉鎖する地区の農家さんの対応なんですが、2パターンほどあるかなと思います。生葉を刈り取った後、荒茶に加工して共販所へ出荷をしたいという方、それと、生葉を刈り取った後、荒茶加工、製茶、火入れ等して飲めるような状態にしたお茶、これを還元茶と申しますが、還元茶にして、自家消費あるいは自分で販売したいという方、この2つ、あるいは両方やりたいという方があります。還元茶については、個々の農家の方がそれぞれ個人の荒茶加工場等の契約をされまして、持ち込みされるということを知っています。今回、振興センターで行うものにつきましては、共販所へ出荷をしたいという方を対象に、お茶の調整をしたいというふうに考えております。それから共販所につきましては、そういった方のお茶についても、前の組合からの出荷ということで、茶商の方はそれぞれ馴染みのあるお茶を求めてお見えになりますので、それぞれの地区の名前を使って、出荷をしていただいても大丈夫ですよ、ということがございますので、そういった調整をしながら、出荷の方を進めてまいりたいと思っております。

それから茶商との協力ですが、やはり議員が言われたように、需要と供給のバランスがございますので、どういったお茶をどの程度といったこともしっかり調整をし、良質のお茶を作れるように圃場管理をしていきたいと思っております。

初年度におきましては、なかなか肥料の統一とか、管理の仕方についてもばらつきがあると思えますけど、そういったところをセンターでしっかり管理して進めていきたいなと思っております。

担い手につきましては、大変近々な課題ではございますが、急に解決できるものでもございませませんが、やはり白川茶をやりたいなという方を増やすには、白川町を知っていただくということがまず第1になろうかと思えます。先ほど言われました、ワークドット協同組合に所属され、いろんな仕事をする中でそういった茶業にも関わっていただく方を作る、あるいはお茶の体験とか、そういった機会をたくさん作ります。今年につきましては、品評会の体験で学生にたくさん募集をかけるつもりですけども、提携している東海学院大学の学生さんであったり、名大、名市大、そういった町と関連のある学生さんにも、お茶に関わっていただくような機会を作って、もしかしたらお茶に関わっていただけるような人がいないかなと思えますが、そういったPRも含めて、担い手に繋げていくという形で広げていきたいと思っております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番

(3番 伊佐治優議員)

3 番

今の話の中で1点、共販へ出荷する農家が以前の組合の名前で出せるということは理解するが、例を挙げれば白北茶という名前にして、その取りまとめの部分はセンターなのかということだけお聞きしたい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

はい、工場で加工した荒茶を共販所の方に見本を送ったり、仕分けをする作業はセンターの方で行うようにしております。ただ、人的な部分で生産者の方のご協力がどうしても必要ですので、そういった方と協働、連携しながら進めるという形でやっていきたいというふうに思っております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

次に行きます。センターの方はそういうことで、農家さんとよく協力して、進めていっていただきたいと思います。

それでは次に、今の特産品振興センターですけど、将来的にお茶の生産から加工販売を検討されている会社になるというご説明ですが、その生産規模はどの程度かということをお聞きしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。白川茶持続可能対策監。

(白川茶持続可能対策監 渡邊憲正君)

白川茶持続可能対策監

お茶の生産規模についてお答えいたします。

現在、お茶の生産を中止した組合の茶園面積は、宇津尾地区、白川北地区、三川地区合わせて約17ヘクタールとなっております。そのうち、引き続き継続したい農家の茶園面積につきましては、約7ヘクタールでございます。その面積から生産される荒茶の量は約3トン程度になる見込みで、共販所への出荷を予定しております。

議 長

答弁がおわかりました。今答弁の中で、白北、三川合わせて17ヘクタールと言われたが、7ヘクタールではないか、17ヘクタールで良いということで、失礼しました。

再質問ありませんか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

今の答えの中で、お茶の継続農地が7ヘクタールということでございますが、三川で3ヘクタールほどの予定をしております。としますと、残り宇津尾と白北を合わせて4ヘクタール管理されるのかということが1点と、広野の茶園の扱いというのはどうなのか。それと、お茶を作らない面積が約10ヘクタールになる訳だが、その管理は今年から行うということなんですけども、勾配が急で、直接支払制度の補助金の活用ができる所はそれでいいと思うんですけど、補助金の

対象にならない、作られない茶園についてはどのように考えているか、尋ねをさせていただきます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。白川茶持続可能対策監

(白川茶持続可能対策監 渡邊憲正君)

白川茶持続可能対策監

継続するお茶の生産規模は7ヘクタールでございまして、三川地区が先ほど申し上げた通り3ヘクタール、宇津尾地区におきましては2.5ヘクタール、白川北地区におきましては1.5ヘクタールとなっております。広野地区におきまして、現在、緑香園さんが、地元農家さんと委託生産を行っている茶畑が約2ヘクタールほどあります。その他、個人で生産販売を行っているところもございまして、これらの茶園は茶園持続支援事業の補助金の活用を検討しております。特産品振興センターで支援する7ヘクタール以外の茶園の中には、個人で生産される方もおります。その方につきましては、お茶の生産を続けるというところで、茶園持続支援事業を検討しております。急傾斜地など管理が難しい茶園につきましては、景観維持を目的に、中山間地域直接支払制度を利用した維持管理も可能です。地域全体で景観維持に取り組んでいただくようお願いしたいと思っております。また、中山間支払制度の対象とならない比較的傾斜の緩い茶畑におきましては、転換作物の検討など、所有者とその辺は話し合いまして、進めてまいりたいと思っております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

今の中山間直接支払いの対象になるのはどの程度か。

管理をするのは、それぞれの農家さんであり、中山間の支払制度だと、その地区の集落協定との関連が出てくるが、その辺はどうされるのか。景観維持に対して誰がやっていくのかが聞きたい。それと、補助金の受け入れの流れについて、もう少し詳しくお願いしたい。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。白川茶持続可能対策監。

(白川茶持続可能対策監 渡邊憲正君)

白川茶持続可能対策監

中山間地域直接支払制度については、こちらでは把握していないが、三川地区、宇津尾地区、広野地区も一部含めております。その方々につき、斜度に応じて支援面積というのは変わっては参りますけども、それを利用して地主の方に引き続き、景観維持ということなので、刈り捨てでもいいので、景観を維持していくような形で、茶園を維持していただきたいと考えております。また、中山間の補助金につきましては、集落協定というところでまとめて支払っておりますので、

そのあたりを継続していきたいと思っております。

また、今後も新しくできる支援センターと地域と深くいろいろと話し合いながら話を進めてまいりたいと思いますので、どうかよろしく願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

何にしても、管理をしていくのに手間がかかるんですけど、あと5年ぐらいは今の農家さんでも大丈夫かなっていう思いはありますけど、いつまでもその人にお願いする訳にはいかないなので、その辺の対策はこれからよく考えていただきたいと思います。

今の、中山間の事務手続きの話になるかもしれないが、それも結局、個別協定なら簡単なんですけど、集落協定だと面倒くさいって言うと失礼ですけど、時間がかかるのではないかなという思いだが、センターとしてはその辺は農家さんと相談して対応するとか考えているか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。白川茶持続可能対策監。

(白川茶持続可能対策監 渡邊憲正君)

白川茶持続可能対策監

今後につきまして、今現在どうこうする内容はまだ集落とは進めておりませんが、センターとしてより良い方向にいくように地域と話し合いながら進めてまいりたいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

今の話は、それぞれの農家さんと、ゆっくりという言い方は変ですけど、じっくり検討していただきたいと思います。

それでは、次でございますが、現在の農業開発の製茶部分の機械の老朽化が懸念されております。それと、町内の各茶商さんも同様な状況であると考えられますが、共同でこれらの成長部門を新たに立ち上げるといったことは検討されていないか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。白川茶持続可能対策監。

(白川茶持続可能対策監 渡邊憲正君)

白川茶持続可能対策監

製茶機械の老朽化につきまして、町としてもその辺りは認識しております。町内の各茶商においても、同様の課題が生じていると考えております。そのため、町内の茶業関係者などと協議を重ね、機械の共同利用や共通の製茶機械の導入につき検討を進めることも視野に入れております。

町全体で白川町の製茶技術の維持向上が図られるよう、新たな製茶環境の構築に努めていきたいと思っております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

今の機械の更新に関してですけれども、当然多額の設備費がかかりますので、これについては国の補助事業を通用することは必須になってくると思います。考えますと、実施時期のこともございますけれども、例えば再来年ぐらいになると思ったとしても、今年の前半にはもう取りまとめて国に要望する要望活動をとらないと、決めたらすぐやる訳にはいかないと思います。そんなことを思いますけれども、そうした場合に早期にまとまって動き出すことは考えられているか、お尋ねします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。白川茶持続可能対策監。

(白川茶持続可能対策監 渡邊憲正君)

白川茶持続可能対策監

はい製茶機械の更新につきましては、町としても必要性を認識しております。茶商ごとに新たな機械を更新することは非常に厳しい状態でございます。茶商との話し合いの機会を持ち、まずはそれぞれ持っている機械の共同利用をする方法を検討していきたいと思っております。さらに、共有化する組織作りにつきましても、3年をかけて検討を進める方針でございます。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

次にいきます。今の機械の更新の話でございますけれども、茶商会という組織がございますので、その中でもよく検討して、1日でも早い組織作りと、機械の整備の方に向かって行っていただきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

それでは次に、有限会社白川町農業開発との連携についてお尋ねします。農業開発と6次産業化、転換作物の研究、農産資源の有効活用を進めるとのことですが、具体的に進めていく事項についてお答え願ひしますか。

また、特産振興センターは、農業開発の一部門と捉えて活動するということになるのか、農業開発の職員も含めた活動ということは、農業開発の売り上げ向上を目的として、取り扱い品目の拡大や販売促進を目的とすると思うが、それらの具体的な計画をお聞かせ願ひたいと思ひます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。白川茶持続可能対策監。

(白川茶持続可能対策監 渡邊憲正君)

白川茶持続可能対策監

特産品振興センターと白川町農業開発ピアチェーレの連携について、主にピアチェーレの製茶部門における新たな白川茶商品の研究開発と、白川茶に代わる転換作物の導入実験、将来的にはそれら農産資源を活かした観光体験メニューの共同開発になります。

1つ目の新たな白川茶商品開発につきましては、品種特性を活かした新たな生茶加工の研究や、有機無農薬栽培の加工研究、和紅茶のブレンド研究、抹茶の生産販売の研究など、最初の3年間を重点期間としまして、生産に関わる地域の連携強化と販売戦略の確立を図りたいと思っております。

2つ目の転換作物の導入につきましては、比較的手間のかからない果樹であるヘーゼルナッツや、販路が安定しております栗などの導入に向けた実証圃場の整備や栽培技術の調査研究など、荒廃が懸念される茶園対策に取り組む予定としております。

3つ目の農産資源を生かした、観光体験メニューの共同開発につきましては、新たなビジネスモデルが道の駅ピアチェーレを核に展開することを将来展望として持っております。観光協会やグリーンツーリズム推進協議会などと連携を図ることを考えております。

これらの取り組みを通じまして、農産物が本町の特産品として一定の収益源となるよう、農業の付加価値向上を目指してまいります。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

農産資源の活用ということで、以前、今の対策監が農務係長の時代で、私も農林課長でございましたが、約10年ぐらい前でございますが、海外への輸出とともに観光連携したということで、今でいう、インバウンドのために佐見川で鮎釣りや鱒淵茶園での野点など観光資源を使ったPR画像を作った記憶がございます。その当時では、結構いいものができ、PRができるといいなと思いましたが、残念ながらコロナの影響等で、それ自体は進みませんでした。今言われました観光体験メニューのビジネスモデルとありますが、その一端をお聞かせいただけないでしょうか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。白川茶持続可能対策監。

(白川茶持続可能対策監 渡邊憲正君)

白川茶持続可能対策監

白川茶の価値を高める取り組みとしまして、体験型のインバウンド向けの商品の開発を検討しております。

ております。また、町内の茶生産者を含めた観光資源となる事業者や町内外のイベント運営業者にも協力を呼びかけ、体験イベントの開催を通じて白川茶をブランディングしていくための連携を強化していく予定としております。来年度につきましては、町内の茶商と連携をいたしましてお茶摘み体験、昔ながらの釜炒り茶の製茶作業、釜炒り茶と煎茶の飲み比べや、また観光協会と協力して、農泊や茶園の散策など地域の魅力を活かした取り組みを進めていく予定としております。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

もう1つお聞きしたいというのは、転換作物が出たが、当然お茶畑の中に植える訳にはいかないので、根こそぎ取ってしまうということになれば、その作業の事業費に係る部分はどんな対応をされる予定か、それぞれの農家に任せるのかセンターで対応するのかというところが分かれば教えていただきたいです。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。白川茶持続可能対策監。

(白川茶持続可能対策監 渡邊憲正君)

白川茶持続可能対策監

はい、転換作物の来年度においては、実証実験というところでやりますので、センターが事業費を組んで行う計画をしております。処分量などを積算して挙げております。そのような形で、まずはセンターの方で転換作物に協力していただける、荒廃農地を探し出しまして、そこから新しいものを植えて、そこにかかる費用も計算して、それを他の地域に広めるような形で最初はセンターの方で進めてまいります。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

次にいきます。それでは今の荒廃農地というか、辞めた農地の件はまたおいおいご相談に行きたいということでもよろしくお願ひしたい。

それでは次でございますが、学校給食に町内産米の導入、検討とあります。有機米は無論ですが、普通のお米について町内の営農組合の米を月1回使用されていると思いますが、これを拡大して町内産米の利用をすることと、その取り扱いを農業開発と連携したシステムで確立することはできないか。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

学校、保育園への給食に町内産米を初めとする地場産農産物の使用については、以前から取り組まれており、郷土食と組み合わせることで地域の特色ある伝統の伝承や町の農業への興味を持つ機会になるなど、食育の一環として現在まで継続をされています。

町内産米は、ひと月の給食に白川米の日は1回、有機米の日は2回設けられ、子ども達に提供されています。

ご質問にありました、給食米全量を町内産にすることについては、町としても子ども達に毎日有機米を含めた白川米の美味しさを届けられ、営農組合等の生産者にとっても町内にまとまった数量を出荷できる販売先ができることから、検討をしているところです。

現在の営農組合の米の出荷については米の作付段階から、JAめぐみのと出荷数量を調整をしております。組合の保有米についても、出荷先がある場合が多くすぐに給食米全量を町内産米で確保することは難しい状況です。

令和7年度を皮切りに、営農組合やJA等関係機関と調整しながら、実現に向けて進めていきたいと考えています。

給食前の供給システムに農業開発が連携することについてですが、現在の学校給食への町内産米の供給システムは、依頼を受けた生産者が保管をしている玄米を精米して、給食センターへ届けています。ひと月に有機米を除く町内産米は、精米で54キロと少量の発注ですので生産者だけで完結できております。給食米全量を町内産米で賄うとすれば、大量のお米の保管場所の確保や精米運搬等これまでにない作業が発生しますので、その作業をどのように行うかが課題となります。農業開発に係ることでこれらの課題が解決できないかを今後検討したいと考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

はい、学校給食に使う米のことですが、いわゆる地産地消のことや食育だと考えると、なるべく町内産を使っていただくのがいいのかなと思うが、今日、明日という訳にはいかないと思いますが、よくシステムを考えていただきたいと思います。今の食育、地産地消という部分で、学校給食を管理されている教育委員会の検討としては、どんなことを考えているか。何が言いたいかという、今では、例えば有機米を使うときに、買取価格の上乗せ分は農林課の方でという予算の仕組みになっている訳だが、簡単に言うと同じ財布なので、若干原材料の購入費が上がるとしても、それはそれで町内のいわゆる事業者の助けになるのではないかなと、ストレートに教育委員会の方で面倒見る部分ではないかなと、ちょっと思っているんですけど、その辺の見解をお聞きしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。教育課長。

(教育課長 大岩裕樹君)

教育課長

再質問に対する答弁をいたします。

学校給食でございますが、町内産の食材の利用に取り組んでいるというのが現状でございます。給食の時間には、本日の給食の町内産の食材や生産者について校内放送で紹介するものがございますし、また、生産者、事業者、調理員等、各小学校で一緒に給食を食べるといふ食育にも取り組んでいるということでございます。

あと、給食で扱う食材につきましては、現在も町内生産者または、町内事業者からの購入を優先して行っておりますけれども、お米にあつては先ほど農林課長おっしゃられました、町内産の米を増やす体制であつたり、整備、また、保管場所の確保など、また野菜にあつてはどのように安定的な生産量を確保するかということが課題になっております。お米や野菜の利用を増やせるように、関係機関と調整したいと思っておりますし、今は、岐阜県学校給食会というところから安定的な単価で納入しておりますが、その分について予算の可能な範囲でまた協議をして、町内の生産者から購入ができるよう検討していきたいと思っております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

次へ行きます。

今の学校給食の件につきましては、よくよく検討をお願いしたいと思います。

次に農地の保全についてでございます。農地の保全についても人の問題が第1になってきます。それを俯瞰するように、ICT活用が呼びかけられています。佐見地区の再補助整備でも、給水装置のICT化が図られると聞いております。また、ドローンの活用による省力化が行われておりますが、町内全域への波及はまだまだのように思われます。これからも各種の省力化農機の普及が考えられます。これらについては、当局の援助を願うところでございます。

農業地域計画について策定されているということでございますが、以前補助整備された農地を守る地域の方との懇談の場がありまして、集落営農組織の必要性を話した経験がございます。残念ながら営農組織の設立とはなりませんでしたが、その中で個人の農地の維持は困難との意見がありました。こうした地域の集落営農の呼びかけはどのようにされているのか。

ごめん。ごめんなさい、ちょっと間違えちゃいました。ごめん、質問を間違えました。水田の質問でしたごめんなさい。

田んぼの保全をしていかないといけないんですが、組織が1つの受け皿と考えられますが、農地保全にどのようなお考えか伺います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

農地の維持については、白川町だけではなく、多くの自治体で課題になっています。白川町のような中山間地域では、農業従事者の高齢化、人口減少と若年層の流出による後継者不足、農作業の負担に対して収益性の低さと、農業資材価格の高騰など農業離れとなる様々な原因があります。

耕作放棄地の増加は、耕土の劣化や生態系への悪影響を引き起こし、そこに暮らす方たちの住環境にも影響する可能性がありますので、町としても、農地の維持は喫緊の課題であると認識しています。

令和6年度、町では将来の地域農業と農地の維持に関する計画「白川町農業地域計画」を作成いたしました。地域計画の作成には、町内各地で協議の場を多数設け、直接地域の方々から状況や展望の聞き取りを行いました。地域計画では、担い手が耕作する農地を明確にする目標地図を作成しました。地域差はありますが、担い手がいる地域はそんなに多くなく、不安を感じた方もあると思います。協議の場では将来、所有者による個人管理では優良な農地を維持することは困難との意見が多くありました。現在、中山間地域等直接支払交付金や、多面的機能支払交付金制度による地域ぐるみの農地、農村環境の維持活動の支援、地域農業の担い手となる集落営農組織への各種補助制度、担い手への農地集積交付金新規就農者の就農支援などを行っていますが、営農組合の広域化や法人化の推進等、組織体制強化について、今以上に地域と検討を進め、持続可能な農業に繋がりたいと考えております。策定しました地域計画は、毎年、地域で話し合いを行い見直し、改善を図るということになっております。町はそうした話し合いにも参画し、引き続き、未来へ優良な農地を承継していく方法を探っていきますのでご助言いただきたいと思います。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

すいませんでした引き続きよく検討していただきたいと思います。

それでは次の質問でございますが、林業事業について、質問させていただきます。町長提案の中で新たに森林環境税を使った市町村森林経営管理制度を導入する必要があるという説明でしたが、必要性和制度の内容についてお尋ねします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林政推進対策監。

(林政推進対策監 今井健吾君)

林政推進対策監

令和元年度に森林環境譲与税の交付が始まり、それに合わせて市町村森林経営管理制度というものが始まっております。

この制度につきましては、山林所有者の意欲減退により、間伐などの森林作業が進まない、取り組めない山林につきまして災害抑止効果の向上など、公益を守るため市町村が間に入り、整備を進め山林の適正管理に努めていくことができるということになっております。

しかしこの制度で全ての森林を網羅することは不可能であり、現実的ではないことになっております。そのため管理すべき森林の区分をしていかなければなりません。また、この制度は地籍調査が進んでいる所で、どこの山が誰の所有かがしっかりわかっている市町村でないと、山林所有者の意向もつかむことができず、進めていくことはなかなかできません。

現在は地籍調査とともに、山林の境界明確化事業を進め、少しでも早く所有者の境界を確定していくことが、この事業の取りかかりとなっており、重要な事項として進めております。来年度以降からは既に地籍調査済みである山林につきましては、森林資源調査をしながら台帳化や計画作りを進め、森林経営管理制度に取り組める体制作りを進めてまいります。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

森林環境譲与税と始まりが同じ、今の市町村の森林経営管理制度でございますが、森林経営計画で施業を計画した区域との関係性はどのようになるか。それと、町内の森林所有者の山林の適正管理についての意向調査でございますけれども、地籍調査、山林境界調査で確定した所は、お答えにありましたように当然ですが、字絵図なり基本図で、一応所有者が確定はされているので、その方達にも意向調査をするべきではないかと思いますが、意向調査をすることで今の境界についても、もう一度考え直すという部分があるが、その辺をどのようにお考えか伺います。それと、森林組合が以前、森林経営施業について、森林所有者から委任を受けておったと思います。かなり前のことになりますが、それらはその後どうなっているかという、これとの関係性をちょっとお伺いしたいと思います。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林政推進対策監。

(林政推進対策監 今井健吾君)

林政推進対策監

今ご質問のありました、森林経営計画の話になりますが、森林組合が以前、所有者から委任を受けていたものは、森林経営計画の前の計画である、森林施業計画といった時代のものでありまして、こちらにつきましてはもう既に契約時間は終わっております。森林経営計画はその後、経営計画として100ヘクタールほどの団地化を進めながら進めていく地域について、所有者が委任を受けて、もしくは所有者自らが経営を行っていく計画になっております。こちらにつきまし

ては、いろいろ名前が複雑で大変なんですけども、市町村森林経営管理計画の中に含まれているといったことで、意向調査も済んでいるといったような形で整理がしていけると思っております。

次の話ですが、意向調査を先に行ってはどうかというお話でしたけども、こちらも市町村によってどちらを先に行うか、意向調査をした上で、境界明確化を進める地域を決めるという地域もありますが、町では、構図という、字絵図と言われるものがありますけども、こちらとの乖離がかなり大きいので、所有者特定がなかなか難しく、やはり所有者特定を進めることが、やはり前提となるのではないかと考えております。進めていく上では、並行で行ったりする必要性もありますので、地区によって試行錯誤しながら進めていくことになると思いますので、よろしくお願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。ここで10分間休憩をします。 (午前10時59分)

議 長

再開します。 (午前11時08分)

(3番 伊佐治優議員)

3 番

次の質問へ行きます。次に森林資源調査と、各組合のマネージメントの内容についてお尋ねをいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林政推進対策監。

(林政推進対策監 今井健吾君)

林政推進対策監

ご質問のマネージメントの方になりますが、白川町の林業を推進していく組合としましては、白川町森林組合、東濃ヒノキ白川市場協同組合、東濃ひのき製品流通協同組合などがあります。それぞれが各々の立場で経営を行い、林業推進に寄与しているところでございます。それぞれ単独ではなく、連携して行った方がより効果的である業務、現在間伐材全量搬出事業などを行っておりますけども、そういうものを町が一緒になって、そういった業務を増やせればと考えております。森林活用センターでは、そういった業務も検討していきたいと考えております。また、町内森林全体の将来計画作りも必要な業務になってきますので、農地における地域計画のような管理計画作りにも着手していきたいと考えております。

次に森林資源調査でございますが、経営管理制度の基礎となる、林地の台帳化かについては、所有者境界のほか、森林の状態も把握していく必要があります。こちらが森林資源調査となります。森林の二酸化炭素吸収量によるクレジット化や森林施業の参考になる情報の収集となります。最近ではドローンとかAIを活用しまして、より詳細のデータを蓄積していく方法もありますが、当然費用が多額となりますので、来年度からは、この資源調査に着手しながら、より効果的な手法を検討していきたいと考えています。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

マネジメントにつきましては、なかなか個性的な団体の方々ばかりなので大変だと思いますけど、気長に進めていっていただきたいと思います。

資源調査の中で、今言われた森林クレジットに必要な調査は当然だと思いますが、その中のもう1つ、考えるところですが、木材市場が望む資源の発掘については、今現在で言えば足を運んでという形で材料を選ぶようなことになると思いますけど、今のドローンとAIを活用すれば、それがすぐわかるようになってくるのではないかと思います。それが東濃ヒノキの販売に大きな力になると思いますが、資源調査の内容としてどの程度考えているかという質問ですが、よろしくをお願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。林政推進対策監。

(林政推進対策監 今井健吾君)

林政推進対策監

ご質問の通り、森林資源調査には様々な手法があります。木材を山にどのような木が生えていて、それを木材にすればどのようにできるかといったような詳細のデータまでつかむような提案の資源調査もありますが、当然ですが、そちらに対してはすごい費用が高くなりますので、そうしたところも含め、来年どういったものが一番いいのか検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

それでは次に、森林活用センターは法人化するという資料がございましたが、その目的と法人化の利点についてお伺いをいたします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

農林課長

法人化についてお答えいたします。現在、経営管理制度に基づく山林境界明確化を進めていく上で、所有者の不明森林や所有者が手放したい山林が増えてきています。手放したい山林は、売買目的もありますが、無償でもらってもらいたい話が多くあります。町では、今後しっかり管理ができる山林でないとなかなか引き受けづらいところもあります。また、森林環境譲与税の算出

基礎の数値である、森林面積は民有人工林に限られていて、町が所有していくと譲与税が減額される結果となります。しかし、将来のことを考えると、町外へ流出することは、森林施業が進まなくなるなどの不利益が生じることとなりますので、近隣の所有者の方などに声をかけてもらったりしていますが、なかなか簡単には引き受けてもらえない状況です。

その他には森林組合等が引き受け手となることも考えられますが、事業者が不要な山林を所有していくことは経営の圧迫となり、なかなか取り組めない状況です。そこで、新たな森林活用センターを法人化した際は、こういった森林の引き受け手になることも考えの1つとして持っております。引き受ける際の条件等は今後の検討となりますが、費用負担をできる限り少なく移転ができるような法人のあり方を検討したいと考えております。

また、農林業一体となった振興政策を検討、計画していく上では、先の特産品振興センターと連携した地域資源活用センターを設立することが必要と考えており、いろいろな角度から法人化の形態を検討したいと考えております。以上です。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

次行きます。最後でございますが、今まで話を聞いた農林業政策について、最後に町長のお考えを聞きたいと思っております。よろしくお願ひします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

ご質問のあったように農林業全般ということでしたので、いろいろな思いをお話させていただきたいと思っております。

全般ですので大変広い分野になると思っておりますが、農業についてはお話があったように、お茶については、特にもう何年も何年もお茶の振興策ということですとずっとやってまいりました。その中でこれといった芽が出たものがあまりないのかもしれませんが、今の茶農家さんの現状、それから、年齢の状況を見ましてもおそらくこの時期が最後、お茶に関係するところの勝負どころなのかなという気がしています。今回いろんなところでセンターを作ったりして進めてまいりますが、私も可茂の茶業振興会の会長をいただいておりますけれども、可茂と言いましても本当に今お茶をやっているのは白川と東白川のみ、特に東白川さんも今非常に厳しい状況の中で縮小傾向であるという状況の中ですので、どうしていくかというのは非常に難しいのかなと思っております。

それから町長説明でもお話ししましたけれども、転作作物の中の大豆ありますが、大豆も大変厳しい状況で、特に夏の非常に暑い状態の中で、大豆の作付も難しい状態になってきております

今回佐見とうふさんも白川産のみではなく、他のものも使うということになっていくようでありますが、そういった中でも厳しい状況が続いております。それからこれは思いもかけない、お米の価格の上昇がございました。本当にずっと安い状態の中で私も少しの田んぼを作っておりますけれども、どう考えても採算性が米だけでは取れないというような価格の状況が続いておりますけれども、ここへきて、米の価格が上がってまいりまして、町内の農家さんも、町外の親戚の方からかなり引き合いがあるみたいで、営農組合の総会へ行きましたら、去年の分の保有米が全体で足らなくなって、皆さん、各家庭で親戚から頼まれた分を買ったのかなと思いますけれども、よそから買わないと足らないような状況になってJAさんに出荷する分は、ほぼ無いというようなところもあったようです。

状況が本当に今どう変わるかもわからないので、ずっと同じことやっても難しいのかなと思いました。それから私の町ではオーガニックのビレッジ宣言をさせていただいておりますけれども、有機についていろんなことを今やっております。特に町として、ものすごく力を入れて何かをやるというとはしていないが、実際には有機をやってみえる方、特に有機の団体の方々が主になってやっております。そこにあえて町からいろんなものを突っ込むのもどうかなという気もありまして、頑張っているところを応援はもちろんするつもりではありますし、あちこちでPRもさせていただいておりますし、今どこへ行っても白川町は有機農業が盛んということは皆さんがおっしゃっていただけますので、大変ありがたいなと思っております。有機をやられている中でも、特にこちらの方にお見えになった移住者の方がやってみえる農業の中では、トマトが一番生産性がとれるということで、もうすぐ東白川の選果場の竣工式も始まりますけれども、トマトの選果場も新しくなり、トマト農家さんも年々増えてきている状況の中で売上高も、昨年一昨年と順番に増えるばかりの状況が続いております。まだトマトをやりたいという方もお見えになるようですので、トマトについては、これからも農の中でも1つの部門のかなと思っております。

それから林業につきましては、従事者の担い手不足ということは否めませんが、協力隊の中でも今林業従事者ができてきておりますし、昔と思うと少し増えかけておるのかなということを感じます。ただし、林業も山を守るだけでは商売になりませんので、もちろん売れていかなければなりません。材木が売れていくのには、やっぱり建築業界が活性化してこないと大量の材木は出ていかないということで、建築の業界では若干ですけれども少なめになってきているような話も聞いております。これから人口も全国的に減ってきている中で、新築住宅を建てる方がどのくらいいるかは非常に厳しい先行きかもしれませんけれども、そういった中でまずは建築業界の方も頑張ってくれて良くなっていかないと材木も出ていかないかなというところで、こちらの方は一体になって運用していく必要があろうかなと思います。

それから山の木ですけれども、切って売るだけのことも大事ですが、今は岐阜県でもGクレジットをやっており、Gクレジットはあるだけ全部出ていくというような状況だそうです。もっと欲しいということも聞いておりますので、Gクレジットに参加できるような仕組みをもっと

やっつけていかなければいけないということで、森林組合さんの方も頑張ってもらっていますが、せつかく白川町にあるこの山林の二酸化炭素の吸収源があるのでこれを使って頑張っていきたいなと思っております。

それから先行心配なのは、やはり先ほどの話にあった所有者の不明な土地になってくる所が一番心配だと思っております。冒頭にもいろいろ話があったように、寄付されたい方はたくさんいて、町の方へも寄付案件がたくさん来ておりますが、全てをいただいていくという訳にもいかなないので、場所によって寄付を受けたり、受けなかったりということはしておりますが、そのままほうっておきますと、多分他の所へ移ったり、外国の方のところへ行ったりとかすることも考えられるので、将来的にその方が連絡を取れる方でない場合は何ともならぬ状態がこれから来るのかなと思う。これは山についてだけではありませんけれども、それをどうするかというのは非常に厳しいことがあるので、その受け皿的なものは作っていく必要があろうかと思えます。これも森林環境譲与税絡みで、民有林しか対象にならないので、何もかも町有林にしてしまうとその分だけ対象外になってしまうということで、非常に難しいところではありますけれども、そういった受け皿を作ってくれるような法人を作ることも必要なかなと思っております。

あと最後に農林合わせですけれども、鳥獣害の被害、こちらは今非常に深刻な気がいたします。特にシカについては、かなり増えてきておるという話をどこでもお聞きをしますし、もちろん、さっきの大豆の話でも、佐見でも何回も豆をまき直させられたという話も聞いておりますのでそういうところでもあり、それから町有林の方でも、皆伐した後の植林の所にかぶせるチューブがありますが、最近の鹿はそのチューブを上手に抜いて食っていくそうで、チューブをしても何の意味もないような状況になってきております。植林した所を全部囲うということも難しいと思うので、新たな対策を何かしていかなければいけないと思えます。県知事はちょうどあちこちでお話されておりますけれども、鳥獣害の対策については、非常に意欲的でございますので、サルだけではなくいろんなことにもやっていただけるかと思って、ちょっと期待をしておるところであります。そういったところで、いろんなことに今後対応していきたいと思えます。

最後に1つだけですが、多分私達の子どもの頃とか、そういった昔の頃には、町内の方が多かれ少なかれ、農林業というものに少しでも携わって、小さな畑でも野菜を作られるということがたくさんあって、おそらく農林業の政策に対して町がお金をかけてもさほど違和感はなかったかもしれませんが、現代は、農林業に従事される方がすごく少なくて、農林業にだけいろんなことで政策をしたり、お金を使ったりすることに、いろんなことを思われる方もあると思えますが、白川町の中でも、農と林というところについては、守っていかなければならない非常に大事なところだと思っておりますので、財源がたくさんある訳ではありませんが、財源のないところは知恵を絞りながら、職員と一緒にやってこれからも農林業を守っていきたいと思っておりますので、ちょっといろいろ申し上げてぐちゃぐちゃになってしまいましたが、よろしくお願ひしたいと思います。以上でございます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。3番。

(3番 伊佐治優議員)

3 番

答弁ありがとうございました。なかなか今の農林業政策一長一短ではいけないように思います。地道な取り組みが必要になってくると思いますので、今後も執行部の方も当然ですが、我々議会も協力して進めていきたいと、そんなことを思っておりますのでよろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

議 長

3番 伊佐治優議員の質問を終わります。

次に、5番 佐伯好典議員。

(5番 佐伯好典議員)

5 番

議長より許可をいただきましたので、質問に入らせていただきます。

その前に、先ほど伊佐治議員もおっしゃったように、昨日で東日本大震災から14年が経過いたしました。未だに元の生活を取り戻せない方が多くいらっしゃいます。また、一昨年 of 能登半島地震においても、なかなか復興が進まず、多くの住民が困難な状況に置かれております。これらの被災地に対し、哀悼の意を表すとともに1日も早い復興を願います。加えて先日発生した大船渡の山林火災は、私達に山林の適切な管理と防災の重要性を改めて考えさせる出来事となりました。本日行う質問の中には、大規模災害への備えに繋がる内容、さらには獣害対策、山林火災、自然災害のリスク軽減にも関連する内容が含まれております。まちの未来のために、有意義な議論になるよう、どうぞよろしくお願いいたします。

それでは質問に入らせていただきます。まず1つ目、自治体DXにおける生成AIの導入について質問をさせていただきます。

令和5年度、美濃白川DX戦略が策定されました。翌令和6年には、リコージャパンとの包括連携協定が結ばれたことで、白川町のデジタル化は確実に前進していると感じます。

先日の令和6年9月定例会において、伊佐治議員がDXに関する質問を行い、DX戦略の進捗状況や具体的な施策をについて答弁がありました。

今後の本町のDX推進においては、単なるデジタル化にとどまらず、デジタル技術の活用による業務効率化と価値創出が求められることは承知されていると思います。その中では具体的に触れられませんでした。生成AIの導入は比較的ハードルが低く、行政の効率化、住民サービス向上、産業振興、観光PR、防災といった幅広い分野に応用が可能であるために、早期導入に向けた整備を進めるべきではないかと考えます。

それでは、まず1つ目生成AIの自治体業務への活用の可能性について、質問します。

近年、多くの自治体で生成AIの活用が進んでおり、行政業務の効率化や住民対応の迅速化に寄与しております。

そこで生成A Iの活用について、他自治体の事例などを踏まえ、白川町においても導入を検討すべきではないでしょうか、例えば、生成A Iを活用すれば、公文書の作成住民の問い合わせ対応の自動化、議事録の要約、SNSや広報資料の作成など、様々な業務の効率化が期待されます。

また、既存のデジタルインフラに大きな変更を加える必要がないため、比較的導入しやすいと考えられます。本町のように、職員数の少ない自治体にとって生成A Iの導入は、業務負担の軽減に大きく寄与するのではないかと考え、まちとして生成A I導入に向けた考えはないかをお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

はい、ただいまの質問ですけれども、端的に申せばその考えはございます。具体的な内容をご説明する前に、全国的な背景や他の自治体の事例などについて、少しだけ触れさせていただきます。1950年代後半から始まった人工知能、いわゆるA Iでございしますが、その研究開発ですが、2000年代から新たな段階として始まった現在では、第三次ブームと呼ばれております。この背景には、ビッグデータからA I自身が知識を獲得する機械学習が実用化され、さらにその1つの手法であるディープラーニングが登場したことがあります。現在、A Iの活用は、国内外において社会、産業の様々な分野で導入に関心が寄せられております。

行政の分野においては、一部の自治体では、職員の業務効率化や住民サービスの向上、地域課題の解決に向けて、A Iを活用する事例が出てきており、今後はより多くの自治体でA Iの導入が進められていくことが期待されております。具体的な事例を少し紹介させていただきますと、ゴミ出しに関する電話での問い合わせに自動で電話音声の対応をすとか、保育園の入所児童の選考の自動化すとかそういったA Iを活用している自治体がございます。

白川町においても、限られた職員数の中で、多様化する住民サービスへの対応、また、住民サービスの向上、地域課題への解決に向けてA Iを活用することは非常に有効な手段であり、活用を進めていくことは極めて重要であると考えております。

現在白川町でも、一部の業務、職員において、生成A Iを活用した文章の要約構成等を業務に活用していることは把握しております。ただし、これらは、組織的に統一された業務手法等を確立されておらず、使える職員が使える業務に利用するといった程度にとどまっており、この点については、職員研修や、実際に活用している職員からの内部研修等で、実際の業務にどのように活用していくか、組織として更なる活用方法を検討していきたいと考えております。

もう1点、組織的に取り組んでいる白川町独自の事例として、町内にサテライトオフィスを置くIT系企業と連携したA Iの開発をご紹介します。条例や規則のことを例規と言いますが、例規の新規制定や改正作業では、条文を読み込んだり、既存の例規との整合性を丹念に調べたりと、経験を積んだ職員でも相当の時間を要しております。

開発中のA Iでは、例規の条文の定型的な構成や確認作業を生成A Iに作業させるというもので、例規の条文を作成する際のルールや、過去の白川町の条例や規則等をA Iに覚えさせ、新しく作成する例規や改正する例規のチェックをA Iに行わせるというもので、完成すれば、例規の整備や改定作業において、大幅な効率化が図られると思います。運用に向けて、現在まだ試行錯誤の最中ですが、非常にタイムリーな質問でございましたので、紹介させていただきました。以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。5番。

(5番 佐伯好典議員)

3 番

前向きな答弁でしたので、質問2として今後の動きを違う質問でと思ったんですが、再質問としてその次を質問させていただきます。

今答弁にありましたように、もう実際使っている職員の方々がみえ、導入に向けてやはり急ぐべきであろうという認識は同じだと考えましたので、次のガイドラインの必要性についての再質問とします。

生成A Iの導入にあたってはですね、やはり情報の正確性やセキュリティの確保、住民のプライバシー保護、誤った回答の防止など課題を考慮する必要があります。そのために導入前に一定の基準やルールを定めることが重要だと考えます。そこで、生成A Iを適切に活用するために、自治体としてガイドラインを策定することが必要ではないでしょうか、総務省やデジタル庁からも自治体におけるA I利用の指針が示されており、全国的にA I活用のルール整備が進んでいます。情報の正確性を担保するための職員チェック体制の構築や、データの取り扱いのルールの明確化が求められる中、白川町としても生成A I導入に向けたガイドラインの策定にすることについての考えをお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

議員がおっしゃられる通り、職員の通常業務への生成A Iの導入に当たっては、情報の正確性、セキュリティ、住民のプライバシー保護といった課題に対応する必要があります。実際私も生成A Iを活用したことがありますが、情報の正確性については、公務で使う際の危険性を認識しております。行政事務を行う上でのセキュリティ、情報、プライバシー保護の観点については、他の規則等でも規定はされていますが、生成A Iの具体的な活用について、総務省やデジタル庁が示す指針や先行する自治体の事例を参考にしつつ、白川町独自のルールを整備することが求められると思います。具体的には、生成A Iの回答の正確性を確認する職員のチェック体制の構築それから、住民情報の取り扱いに関するデータ保護方針の策定、それから、住民から意見を取り

入れるフィードバック体制の確立などになってまいります。来る4月1日の機構改革により、自治体DXを推進する部署が本町にもできますので、このようなことをルール化し、職員会に周知徹底した上で生成AIの活用を積極的に検討し、住民サービスの向上と職員の事務負担軽減を両立できる環境を整えてまいりたいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。5番。

(5番 佐伯好典君)

5 番

次へいきます。ただいまのDX、AIの導入なんですが、いろいろと活用しだすと、質問力が必要みたいですが、実際ガイドラインを策定していただき、さらに、研修でいかに有効に使うかを調べないと、進歩が凄まじすぎる。実は自分の報告会をやると思ってプロフィールを作るためにいろいろやってみたんですが、僕が勝手に議長に就任したと言い切って答えができたので、これは非常に危ないなというのを感じました。やはり質問の仕方によっては、最近のGPTは推論みたいな感じで、想像したものを加えるようになってしまっているのので、ぜひこういったチェック体制等でしっかりチェックしていただいて、負担軽減、住民の利用向上に努めていただきたいと思います。

それでは次の質問に入らせていただきます。続いては、大規模災害における情報インフラの対策について質問をさせていただきます。大規模な災害時、地震や豪雨などで、送電線等が遮断された際、通信インフラが捉えることが考えられます。その場合、情報伝達手段がなくなると思われ、被害状況の把握、住民の安全確保や避難誘導に大きな支障をきたし、迅速な災害への対応が遅れることが考えられます。本町の現状について質問します。

まず1つ目です。現状の確認の課題です。近年、自然災害が多発しており、自治体の災害対応力が問われております。特に、通信インフラが遮断されると、住民への情報提供や救助活動に大きな支障をきたします。現在白川町では、非常用電源や備蓄の食料、水道水の備えはありますが、大規模な災害における電源消失時、情報伝達手段としてどのような準備がなされているのか、また、どのような課題があるかお聞かせください。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

はい、情報インフラの現状と課題についてお答えいたします。

近年、自然災害の頻発に伴い、自治体の災害対応力がますます重要視されております。特に地震や豪雨などによって、通信インフラが遮断される事態は、住民の安全確保や迅速な情報伝達に大きな影響を及ぼすことが懸念されており、本町においても、こうしたリスクに対する備えが求められていることを十分認識しております。

それでは現状について説明いたします。町では電源が途絶えた際における情報伝達的手段として、2つの整備を行っております。1つは、デジタル簡易無線機もう1つは防災行政無線を活用した情報伝達となります。まず、デジタル簡易無線機についてですが、これは移動通信が可能なシステムであり、主に消防団を対象に配備しております。具体的には、役場基地局1台、携帯無線機が、町民会館、各地区ふれあいセンター、消防団の本部用、各分団に5台ずつの合計34台さらに、消防車の車両用の無線機が各分団に1台ずつ配備されております。携帯無線機はトランシーバーをイメージしていただければよいと思います。電源が途絶えた際には、役場基地局は非常用電源に繋がっているため長時間の稼働が可能です。また、携帯無線機や消防車両用の無線機も、それぞれ充電や燃料の補給により、長時間の稼働が可能となっており、大規模災害時には役場や出先機関、そして消防団を通じて町内各地との直接的な情報の伝達が行えるようになっております。

次に防災行政無線についてですが、これは役場庁舎の操作卓、大山白山神社にある中継局、そして町内各地に設置された屋外拡声子局から構成されるシステムになっております。電源が途絶えた際には、それぞれが稼働時間を異なりませんが、長時間の稼働が可能な仕様となっております。また、各家庭の音声告知端末機は、電源が途絶えた際には、乾電池からの電源供給により稼働が可能であり、CCネットの光ケーブルが切断されていなければ、定時や臨時の放送を受信することができます。これらの取り組みにより、屋内外での役場からの情報伝達が可能となっております。さらに町内89ヶ所にある屋外拡声子局では、全てのマイク機能がついておまして、直接放送することもできるようになっております。そのうちの22ヶ所にはトランシーバー機能が備わっており、役場と直接の連絡通話が行える体制も整っております。

以上のように、デジタル簡易無線機と防災行政無線を組み合わせることで電源が途絶えた際にも役場と町内各地との双方向での情報伝達が可能となります。また、公用車や消防車両による広報や、すぐメールを活用した住民への情報伝達体制も整えております。

次に、課題ですが、やはり通信インフラの脆弱性が挙げられます議員がおっしゃる通り、大規模な災害時には、光ケーブルの断線など通信インフラ自体が被害を受ける可能性が高くその場合には、代替手段が必要となってまいります。

1月下旬に八百津町で開催された、美濃加茂定住自立圏の防災講演会では能登半島地震の被災自治体である石川県穴水町の職員と、館内防災担当の職員の意見交換会が行われました。その際発生直後、一部で通信が行われていたスマートフォン等も被災した基地局のバッテリー切れにより、次第に繋がらなくなり、通信不能状態が続いたとの報告がございました。現在のところ、デジタル簡易無線機と防災行政無線の整備を行っていますが、移動通信機器など、更なる強化も必要です。また、住民への情報提供の迅速化も課題であると認識しております。情報伝達手段が多様化している一方で住民への情報提供を迅速かつ正確に行える体制を構築することも重要です。

以上のように、大規模災害時における情報伝達手段について、様々な準備を進めておりますが、

課題もまだ多く残されております。今後も引き続き地域の特性に応じた効果的な対策を講じてまいります。議員からいただきました貴重なご意見を参考にしながら、更なる改善に努めてまいります。よろしくお願いいたします。以上答弁といたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。5番。

(5番 佐伯好典君)

5 番

はい1つ再質問させていただきます。町でも、途切れた場合のいろんな対策をとられていて、主要な場所で通信が可能だという体制を築かれているというのはわかりましたが、1点各家庭の音声端末、電源消失時には乾電池からの電源共通によりってというお話でしたけれども、これは電池切れがすぐわかるようになっているのか、いざという時のために電池をチェックしてくださいよというような告知があるのか、そういったことが住民側からすぐわかるようになっているのか、再質問させていただきます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

現在もたまたま役場の方に音声告知端末がならないんだというような問い合わせがあります。そのような時には乾電池はどうですかと伝えております。実は音声告知の普段の放送の中でもたまたまそういったお知らせを流しております、乾電池は大丈夫ですかというようなことを流しております。ですがやはり普段の放送の中でも聞き逃すこともあったりしますので、そういった際には問い合わせに対してそういうお答えをしておるんですけども、これからもできるだけそういった周知を、いろいろしまして皆さんに覚えておいていただけるようにしていきたいというふうに考えております。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

次の質問にいきます。ありがとうございます。一番身近な音声端末ですので、しっかりと住民の方々がそういったことを認識する必要があります。最初にも述べたように、自然災害、南海トラフとか、災害に対する関心が高まっている今ですので、自治会、協議会等を通して、さらにそういった告知をしていっていただかないなと思います。

続いての質問いきます。先ほど答弁の中でも課題の中にあっただと思うんですけども、やはり住民の方々への情報提供の迅速化というのもあるんですけども、やはり被害に遭われている現場からできるだけ近いところからの情報収集っていうのも必要かなと考えております。その中で、今ス

ターリンクっていうものがありまして、先日の可児市議会の主催の防災の研修の中でも話が出たので、その導入について提案したいと思います。

冒頭でも述べたように災害時に重要になってくるのが、情報の伝達です。これは避難先への情報提供という観点だけでなく、避難先の環境や被害状況の把握などができなければ、迅速な対応を行うことができません。電源が失われた際に通信インフラも途絶える状況は避けるべき重要な防災だと考えます。その対策として、衛星通信技術を活用する方法が考えられます。スターリンクは、電源さえあれば災害時でも安定した通信を確保できる手段として注目されています。他の自治体でも導入の動きが見られる中、白川町においてもスターリンクを導入し、非常時の通信手段として確保することを検討すべきではないかと考えますが、町としての考えをお聞きます。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。総務課長。

(総務課長 藤井充宏君)

総務課長

議員ご指摘の通り、災害時における通信手段の確保は、迅速な情報共有や対応において非常に重要であると認識しております。特に電源が失われた際に、通信手段が途絶えることは、災害対応において大きなリスクとなります。このような状況を回避するためには、ご提案のありました、衛星通信の技術の活用が有効であると考えております。持ち運び可能な衛星通信設備であるスターリンクは衛星通信を活用することで、地上の通信インフラに依存せず、安定したインターネット接続を提供できという点において有効な手段の一つです。電源さえあれば、安定した通信を確保できる手段として現在注目されており、他の自治体でも導入が進んでいることを承知しております。スターリンクの導入は、災害時における情報伝達、情報収集の迅速化、避難所等での通信環境の向上に繋がります。状況把握や情報発信が可能となることで、住民の安全を守るためには大変有効な手段になると考えております。しかしながら町としては現在のところ、スターリンクの導入について具体的な予定を立てておりません。その理由としまして、ランニングコストがかかることが挙げられます。通信インフラの整備には、初期投資だけでなく、維持管理にかかる費用も考慮しなければならず、財政的な負担が懸念されております。こうした状況の中今年1月、岐阜県では県庁と、5つの圏域に1台ずつ、スターリンクと発電機を配備されました。本町の県域では、可茂県事務所に配備されており、管内市町村は、必要性が生じた場合に借り入れることができるようになっております。災害が発生した場合には、まずは岐阜県が配備したスターリンクをお借りして対応したいと考えております。スターリンクのような衛星通信技術の分野は日進月歩ですので、今後もその動向を留意し、本町での導入の契機を伺ってまいりたいと思います。

災害時における情報伝達手段は多様化しております。例えば、先の質問で答弁した既存のデジタル簡易無線機や、防災行政無線の活用、通信事業者による携帯電話網の強化、さらには地域住民との連携による情報共有の体制の構築など、ソフト面での対策も重要と考えております。今後とも、住民の安全を第1に考えた防災対策を推進し、必要な情報は迅速に伝達される体制を整え

ていく所存でございます。

以上答弁とさせていただきます。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

ありがとうございました。こういったものはすごく進歩が早いので、また状況は変わることもあると思います。しっかりと調査をして、今岐阜県が確かに準備しているという情報は、僕も知っていましたが、できれば迅速な対応で町の予算等がうまくかみ合えば、考えていただきたいなと思いますので、今後も検討をお願いしたいと思います。

では、次の質問に入ります。次は森林環境譲与税を活用した里山整備についてです。白川町では、人口減少に伴い、放置される山林や竹林が増えています。岐阜県の里山整備事業補助金、いわゆるバッファゾーンにより対応はされていますが、対応できない土地もあり、この先の里山整備に対して、町として対策を講じるべきだと考え、森林環境譲与税を活用した整備事業の可能性について質問をいたします。白川町でも人口減少が進み、里山や竹林の管理が難しくなっています。人家の近くの里山が荒廃すると、倒木、土砂災害、獣害の増加など、町民の生活環境の悪化等問題が生じます。現在、岐阜県の里山整備事業補助金、いわゆるバッファゾーンがあるものの、対象外となる土地もあり、適用範囲が限られています。本町の人口減少高齢化等で、こういった事例が増えることが考えられる中、対策として、森林環境譲与税を利用し、県の補助金では対応できない土地の整備事業を実施することが考えられます。町として譲与税を活用した里山整備の考えがあるかお聞きします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。農林課長。

(農林課長 長尾弘巳君)

総務課長

それでは佐伯議員の質問にお答えいたします。

現在、町では、県の里親林整備事業を活用して、農地や住宅地に隣接した森林に、獣害対策として緩衝体バッファゾーンを設ける事業を行っております。この事業は、議員の言われる通り、地域森林計画を樹立した森林について、1施行地の面積や管理に関する協定の締結など、対象要件が定められています。ほとんどの山林が、この計画地域に含まれていますが、集落内にある山林の中には、この計画に含まれない山林が点在しております。こういった山林も放置が進むことで、住環境に悪影響が出ることになり、所有者の適正な管理が望まれるところです。今後、森林環境譲与税を活用し、地域森林計画の区域外の森林も整備できる事業について、その必要性を感じており、所有者負担や、整備後の管理など制約は出てくると思いますが、荒廃していく里山を守るなど、公共性を考慮し、事業化について検討してまいりたいと思います。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

はい、この問題、いろんな自治会の方々から相談を受けることがあって、やはり昔は人がたくさんいたんですけれども、それがだんだん整備できなくなって、整備しようと思ったら事業外だったと、今話あったように結構家の近くのものが、結構対応してない例がこれから増えるんじゃないかと。畑や田んぼに木が生えた所を見かけますけれども、そこもちょっと区域外になる可能性が高くてですね、やはり、竹林とかそういった山とか木が特に獣害が家の近くの方がやっぱりどうしてもそういった問題を受けやすくなりますし、倒れたりなんかしたら、それが即災害に繋がるということで、対応を求められると思います。今の答弁にあったように、一応考えて必要性を感じているということで、これから事業化を検討していただきたいと思うんですけれどもやはり事業化を検討する場合にですね、やはり町の中心となる町長の考えが反映されるのがふさわしいかなと思います。町長にこの事業についての意見とか思いがあれば聞きたいので、お願いします。

議 長

質問が終わりました。答弁を求めます。町長。

(町長 佐伯正貴君)

町 長

はい、今課長が答弁した通りかなと思います。ただし問題は先ほどから話をしている所有者の問題で、特に民民のお話になってくるところもあると思いますので、どこもかしこも、最近、木が邪魔なので伐りたい、切らせてくれというのは、難しいのかなと思います。行政で伐ることも難しいかなと思いますが、一番私も思っているのは竹やぶで、これは道沿いとかもかなり竹やぶはあるし、国道41号沿いの竹やぶもだいぶ伐りかけてはいますけど、上の方の頭だけ切っていくので、また伸びてくるなと思って見っていますが、竹は自治会の美化清掃でも伐ったりしますが、切るのはいいが、竹の処理が一番ネックで、そのまま寝かせておくと竹藪へ入って行けなくなったり、出してくるのも結構大変なので、竹のチップーみたいな機械もたくさんありますけれどもああいった機械の整備もこれから必要なのかなと思う。それこそ、貸し出しとか、自治会で清掃される時にはそういったものを貸し出してやっていただくということも必要なかとちょっと話はされましたけれども、そういったことも必要なのかなと思っております。

確かに今本当に昔のちょっとした気持ちで植えた木がずいぶん大きくなってきて、これも年々大きくなっていくので山際だけではなく、民家際のところに植えられた木もかなり大きくなってきて、日当たりが悪くなったりとか、それこそ大きな風が来たら倒れるんじゃないかとかいう心配もある場所もあろうかと思えます。連絡ができる所で必要な所については危険も伴いますので、そういった所は行政の方でも介入しなければいけないと思うし、里山のちょうど境の話で、本当

に山と農地の区別が、だんだん山際が迫ってきているので、先ほどの獣害の話でもいっぱい来てそれこそ寝床になっておるような藪とかもたくさんあるので、本当は綺麗にするのが一番いいかと思うが、個人にお願いしても、労力もお金もかかる話なので、自分のためにならない所はなかなかやっただけなと思います。先ほどの危険空き家の話とかにも似たような所があるのかなと思います。できることで、特に法的な話も入ってくるかもしれないので、いろんなことを考えながら進める必要があるかと思いますが、環境譲与税もごございますので、それも使いながら山林の整備あわせて、農や集落の環境の整備とかも合わせて、進めていくようにはしていかなと、個々の力だけに頼っては進まない所もあるかもしれないので、ケースバイケースかとは思いますが、そういったところではできる所については検討させていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたします。

議 長

答弁が終わりました。再質問ありますか。

(5番 佐伯好典君)

5 番

これで終わりますが、本当にこれから人口減の中で今町長おっしゃったように、様々な身近な所にいろんな問題が潜んでいると思います。僕も相談を受けることは竹林が圧倒的に多いんですけども、成長も早くて処理もなかなか難しいと。全てに対応できないという話がありましたが、やはり自治会とかある程度の民意を持って要望が出たりとか、対応が必要なところに対してこういったものが使えるようになるといいかなと思いますので、ぜひ制度化を急いでいただきたいと要望して質問を終わります。ありがとうございました。

議 長

5番佐伯好典君の質問を終わります。

以上で一般質問を終わります。ここで、暫時休憩をいたします。 (午後0時00分)

議 長

再開します。 (午後0時00分)

◇日程第3

- 議第3号 令和7年度白川町一般会計予算
- 議第4号 令和7年度白川町国民健康保険特別会計予算
- 議第5号 令和7年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算
- 議第6号 令和7年度白川町介護保険特別会計予算
- 議第7号 令和7年度白川町後期高齢者医療特別会計予算
- 議第8号 令和7年度白川町簡易水道事業会計予算

議 長

日程第3 議第3号「令和7年度白川町一般会計予算」、議第4号「令和7年度白川町国民健康保険特別会計予算」、議第5号「令和7年度白川町地域振興券交付事業特別会計予算」、議第

6号「令和7年度白川町介護保険特別会計予算」、議第7号「令和7年度白川町後期高齢者医療特別会計予算」、議第8号「令和7年度白川町簡易水道事業会計予算」以上6件を一括議題とします。

議 長

お諮りします。

本件については、議案の補足説明を省略し、直ちに予算決算審査常任委員会に付託して審査することにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、予算決算審査常任委員会に付託することに決しました。

議 長

お諮りします。

白川町議会会議規則第46条第1項の規定により、委員会審査を3月17日までに終わるよう期限を付したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、審査期限は3月17日までとすることに決しました。

議 長

お諮りします。

明日13日から14日、17日は委員会審査のため、15、16日は休日のため、18日は議事の都合のため、白川町議会会議規則第10条第1項及び第2項の規定により、休会にしたいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。

よって、明日13日から18日までの6日間は休会することに決しました。

議 長

お諮りします。

本日の会議は、この程度にとどめ、延会したいと思います。これにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議 長

ご異議なしと認めます。よって、本日はこれをもって延会することに決しました。

議 長

なお、明日の予算決算審査常任委員会は午前9時から分館3階大会議室において開催します。

また、3月19日午後3時から本議場において会議を開き、委員長の報告を求めます。

本日はこれで終了します。ご苦労さまでした。

(午後0時03分 延会)

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長

議 員

議 員